

学校法人札幌大学資格取得奨励援助金取扱要領

平成16年7月1日
制定

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、学校法人札幌大学の設置する学校（以下「本学」という。）の学生及び卒業生に対し、札幌大学キャリアサポートセンター（以下「キャリアサポートセンター」という。）が実施する各種資格取得講座を受講し、合格を目指すことを奨励援助するために必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 この取扱要領に定める奨励援助金の給付を受けることができる者は、キャリアサポートセンターの各種資格取得講座の受講申込時において、本学の学生又は卒業後2年未満の卒業生で、かつ、キャリアサポートセンターが開講する各種講座を受講し、その終了直後の資格試験に合格した者とする。ただし、再受講者は除く。

(給付基準)

第3条 奨励援助金給付基準は、別表第1に定めるとおりとし、毎年度予算の範囲内で執行する。

(出願)

第4条 第2条に該当する奨励援助金の給付を希望する者は、出願資格が確定後速やかに所定の申請書(様式第1号)に資格を取得したことを証明する書類を添付し、学長に願い出なければならない。ただし、キャリアサポートセンターが開講する1講座を受講し、複数の資格を取得した場合は、主たる1資格を対象とする。

(選考等)

第5条 奨励援助金給付の選考、取消及び返還の決定は、キャリアサポートセンターがこれを行い、学長に報告する。

(取消等)

第6条 奨励援助金受給者が次の各号のいずれかに該当する場合には、学長が奨励援助金の給付を取り消し、返還を求めることができる。

- (1) 本学の学則により処分を受けたとき。
- (2) 法令等により処罰を受けたとき。
- (3) 虚偽の申告など不正が判明したとき。

2 前項により返還を求められた者は、2週間以内に、所定の奨励援助金を一括して学長へ返還しなければならない。

(所管)

第7条 この要領に関する事務の所管は、企画部就職課とする。

(改廃)

第8条 この要領の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 本要領に規定する「卒業生」には、札幌大学女子短期大学部を卒業した者を含む。

別表第1 奨励援助金給付基準及び給付額

出願区分	奨励援助金給付基準及び給付額
【第2条】関係	原則として受講料の40%を基準とし、十円未

	満を切り捨てた額とする。
--	--------------

様式第 1 号